

同町二五〇〇までに沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から15の地点までを順次結んだ線及び1の地点と15の地点を結ぶ平成六年秋分の満潮位(D.L. +三・八九メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地三〇、三九五・四〇平方メートル

1の地点 岩国市柱野の海士路三等三角点(北緯三四度〇七分四五・四〇一秒東経一三二度一〇分一一・八六三秒)から八〇度三六分一五秒六、四一六・四六五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一〇七度五九分二一秒四五・八六三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一〇八度〇六分一九秒一〇六・八四六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一〇七度二〇分〇三秒一四二・三五〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から八八度五一分一四秒一九六・七〇六メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三五七度一八分〇七秒一・七三五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八九度一四分四六秒三二四・七九八メートルの地点
- 8の地点 7の地点から八九度三八分三六秒三二・三一九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一八九度一七分一七秒五〇・〇〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二七九度五七分〇〇秒一〇〇・〇〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一八九度一四分一〇秒二九・一六三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二六八度五三分一秒二九〇・七四〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二七三度三五分四九秒九・一九七メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二八三度〇一分一五秒九・一九六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二八七度四三分四四秒四三八・六七〇メートルの地点

山口県告示第二百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	居宅介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
--------	---------	----------------	----	-------------	-------	-------

株式会社アーレットク 周南市大字下 上三三三の七 デイサービス さわやか 周南市大字下 上三三三の五 通所介護 平成一七、三〇、三一

山口県告示第二百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	居宅介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人周南市社会福祉協議会	周南市速玉町三番一七号	周南市社会福祉協議会しんなんよう	周南市古川町一番一七号	訪問介護	平成一五、二一	
社会福祉法人周南市社会福祉協議会	周南市速玉町三番一七号	周南市社会福祉協議会しんなんよう	周南市古川町一番一七号	訪問介護	平成一五、二一	
有限会社楽さん家	防府市東松崎町四番一六号	デイサービスセンター新田の楽さん家	防府市大字新田九六六の一	訪問介護	平成一八、一一	
有限会社フジアート	周南市大字下上三三三の七	デイサービスさわやか	周南市大字下上三三三の五	訪問介護	平成一七、一一	
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六号	特別養護老人ホーム伊保庄園	柳井市伊保庄一の二	短期入所生活介護	平成一四、一一	
社会福祉法人周南北部福祉会	周南市大字須々万本郷二八の一	軽費老人ホーム特定施設悠久の里	周南市大字鹿野中四六の一	特定施設入居者生活介護	平成一八、一一	
株式会社ひまわり	下関市綾羅木新町四丁目三番五号	株式会社ひまわり周南営業所	周南市大字下目三番二〇	福祉用具貸与	平成一八、一一	

山口県告示第二百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称 所在地	指定年月日
有限会社楽さん 防府市東松崎町 四番一六号	楽さん家居宅介護支援事業所 防府市大字新田 九六六の一	平成一八、 四、 一

山口県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名 称 主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名 称 所在地	指定年月日
株式会社ひまわり 下関市綾羅木新町 四丁目三番五号	株式会社ひまわり 周南市秋月一丁目 三番二〇号	平成一八、 四、 一

山口県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名 称 所在地	事業の種類	指定年月日
合資会社金春 柳井市新庄二 九六六の四	さくら・介護ステーション 柳井市新庄二 九六六の四	介護予防 訪問介護	平成一八、 四、 一

有限会社ほがらか
丁目一〇番一七号
中央一

ヘルパーステーションほがらか
丁目一〇番一八号
中央一

社会福祉法人山口県社会福祉事業団
山口市大手町九番六号
伊保庄

社会福祉法人柳井市南町三丁目三番二二号
南町三

有限会社ライフサポート・リリーブ
柳井市南町三丁目三番二二号
南町三

社会福祉法人恒和会
一の四
伊保庄

サンキ・ウエルビー株式会社
広島市西区商工センター六丁目一番一六号
周南市五月町七番一〇号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市速玉町三番一七号
古川町

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市社会福祉協議会
速玉町

社会福祉法人徳山医師会
慶万町一〇番一七号
慶万町

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市社会福祉協議会
古川町

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市社会福祉協議会
速玉町

社会福祉法人徳山医師会
徳山医師会訪問看護ステーション
慶万町一〇番一七号
慶万町

社会福祉法人最勝会
柳井市日積三丁目二番一三
古川町

社会福祉法人千寿会
遠崎四丁目二番一四
伊陸市伊陸六丁目一六の一

社会福祉法人大畠苑デイサービスセンター
遠崎四丁目二番一四
伊陸市伊陸六丁目一六の一

社会福祉法人千寿会
遠崎四丁目二番一四
伊陸市伊陸六丁目一六の一

社会福祉法人周南市社会福祉事業団	周南市速玉町三番一五号	周南市鼓海園地域包括支援センター	周南市孝田町一番二八号	平成一八、四、一
長門市	長門市東深川一三三九の二	長門市地域包括支援センター	長門市東深川一三三九の二	平成一八、四、一
地域包括支援センターの主たる事務所の所在地	名	介護予防支援事業所の所在地	名	指定年月日
有限会社耀新	広島市東区馬木二丁目四九番一三三	さくらデイサービス柳井	〇の一四	山根一
社会福祉法人恒和会	柳井市伊保庄一の四	ゆうわ苑デイサービスセンター	一の四	伊保庄
周南市	周南市岐山通一丁目一	周南市大津島老人デイサービスセンター	津島二二一	周南市大字大
〃	〃	周南市須金老人デイサービスセンター	万二四八八	大字須
〃	〃	周南中央西部老人デイサービスセンター	丁目二番三〇号	新地三
〃	〃	周南市鼓海園老人デイサービスセンター	一番三八号	孝田町
有限会社フジアート	上三三三の七	デイサービスさわやか	上三三三の五	大字下
社会福祉法人山口県社会福祉事業団	山口市大手町九番六号	特別養護老人ホーム伊保庄園	柳井市伊保庄一の二	〃
社会福祉法人千寿会	柳井市遠崎四一二の四	特別養護老人ホーム大畠苑	〃	遠崎四

山口県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	〃 〃 〃 〃	周南東部地域包括支援センター	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
社会福祉法人徳山徳山会	〇番一	徳山医師会地域包括支援センター	〇番一	〃 〃 〃 〃

山口県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者	名	特定介護予防福祉用具販売事業者	名	所在地	指定年月日
株式会社ひまわり	下関市綾羅木新町四丁目三番五号	株式会社ひまわり周南営業所	周南市秋月一丁目三番二〇号	〃	平成一八、四、一

山口県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区	名称	認可年月日
山口市小鯖土地改良区	〃	平成一八、五、二
須佐町三原野土地改良区	〃	〃
玖珂郡周東町相生土地改良区	〃	〃
油谷東部土地改良区	〃	〃

山口県告示第二百七十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、防

府駅てんじんぐち市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 市街地再開発組合の名称
防府駅てんじんぐち市街地再開発組合
- 二 施行地区
防府市栄町一丁目及び天神一丁目の各一部
- 三 事務所の所在地
防府市天神一丁目八番二七号
- 四 設立認可の年月日
平成十六年二月三日
- 五 事業施行期間
平成十六年二月三日から平成十九年三月三十一日まで
- 六 変更の認可の年月日
平成十八年五月十六日



(二六九) 山口県保健医療計画の決定

医療法(昭和二十三年法律第一百五号)第三十条の三第一項の規定により、次のとおり山口県保健医療計画を定めました。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 計画の内容
縦覧に供する山口県保健医療計画書のとおり
- 二 縦覧の場所
山口県健康福祉部医務保険課及び各保健所

(二七〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 就任した役員
土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所
山陽町古開作土地改良区 理事 中村 紀男 山陽小野田市大字郡四三三八の三
- 二 退任した役員
土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所
山陽町古開作土地改良区 理事 森重 義男 山陽小野田市大字郡三九三七の一



公 告

平成十九年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成十九年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成十八年五月十六日

山口県教育委員会

- 一 目的
この試験は、平成十九年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。
- 二 選考区分、校種等、教科等(科目等)及び採用見込者数
選考区分並びに試験を行う校種等、教科等(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

選考区分	校 種 等	教 科 等(科目等)	採用見込者数

社会人特別考		一般選考						
中学校	小学校	養護教諭	盲学校等高等部	盲学校等中学部	盲学校等小学部	高等学校(盲学校等の高等部を含む。以下同じ。)	中学校(盲学校等の中学部を含む。以下同じ。)	小学校(盲学校、養護学校(以下「盲学校等」という。))の小学部を含む。以下同じ。
一般選考に準ずる。			芸術(音楽 美術) 理療	音楽		国語(公民(政治・経済) 数学(理科(化学) 物理(保健体育) 芸術(音楽) 外国語(英語) 英語(英語) 家庭(農業畜産系) 電気系 化学工業系) 商業(工業) 看護(福祉系)	国語 社会 家庭 理科(音楽 美術) 保健 体育 数学 外国語(英語)	
若十人	若十人	八人程度	三人程度(すべての教科(科目)一人程度)	一人程度	一人程度	三十人程度(国語(英語) 六人程度) 三十人程度(数学) 八人程度(外国語)	三十人程度(国語) 三十人程度(理科) 三十人程度(外国語) 三十人程度(英語) 三十人程度(保健体育) 三十人程度(音楽) 三十人程度(美術) 三十人程度(社会)	八十人程度

考した対象	身体障害者			芸術・スポーツ特別考		高 等 学 校
	高 等 学 校	中 学 校	小 学 校	高 等 学 校	中 学 校	
高 等 学 校	高 等 学 校	中 学 校	小 学 校	高 等 学 校	中 学 校	高 等 学 校
一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	保健体育 芸術(音楽)	音楽 美術 保健体育	一般選考に準ずる。
一人程度				若十人	若十人	若十人

注 盲学校等小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) 昭和四十七年四月二日(高等学校の農業、工業、商業、看護及び福祉並びに盲学校等高等部の理療の教科の志願者にあつては、昭和四十二年四月二日)以降に生まれた者
 - (2) 昭和三十七年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
 - (3) 平成十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者のうち総合成績がAであるもの(平成十八年度と同一の選考区分の校種等の教科等(科目等)を志願する場合に限る。以下「特例志願者」という。)
- 2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成十九年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
- 3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 盲学校等小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校又は養護学校の教員の普通免許状を有する者又は平成十九年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
 (二) 社会人特別選考
 教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 民間企業等に五年以上継続勤務する者
- 2 昭和四十二年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(三) スポーツ・芸術特別選考
 教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)
 - (2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者
- 2 昭和四十七年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 3 (一)の2及び3に掲げる者

(四) 身体障害者を対象とした選考
 教員としての採用を志願する者で次の各号のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 職務の遂行について介護を要しない者
- 3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成十八年五月十六日(火曜日)から同年六月六日(火曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月六日までの消印のあるものに限ります。))。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考

区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成十八年六月二日以降は、すべて速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号)(郵便番号七五三-八五〇一)に提出してください。

ただし、(三)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(五)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書
- (二) 受験票
- (三) 整理票
- (四) 志願登録票
- (五) 自己推薦票
- (六) 社会人、スポーツ・芸術特別選考志願者申告票
- (七) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書(聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書)
- (八) (七)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状(校種等及び教科等が同一であるものについては、そのうち最も上位であるのものに限る。)の写し又は免許状取得見込証明書
- (九) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書)
- (十) 現に国公立学校又は私立学校在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)(にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書)
- (十一) 特例志願者にあつては、平成十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の結果通知書の写し
- (十二) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち、財団法人日本英語検定協

個人面接 I	家庭実技 (中学校及び高等学校の家庭の志願者)	被服製作及び調理実習に関する基礎実技
	英語リスニング (中学校及び高等学校の英語の志願者)	リスニングテスト
個人面接 II	英語スピーキング (中学校及び高等学校の英語の志願者)	スピーキングテスト
	養護に関する実技 (養護教諭の志願者)	救急法等養護教諭として必要な実技

2 社会人特別選考及びスポーツ・芸術特別選考

面接試験 A	個人面接	区 分 内 容
面接試験 B	個人面接	区 分 内 容

(二) 第二次試験

適性検査	公立学校の教員としての適性についての検査	区 分 内 容
小 論 文	小論文	区 分 内 容
集 団 面 接	課題についての討議	区 分 内 容
個人面接 II	個人面接	区 分 内 容

十一 第一次試験の合格者の発表日等

平成十八年八月十一日(金曜日)とし、同日午前十時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分して選考結果を通知します。

十二 採用候補者名簿への登載等

(一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成十八年

九月二十五日(月曜日)午前十時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。

また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。

(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分して選考結果を通知します。

(三) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成十九年度と同一の選考区分の校種等の教科等(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科等以外の校種等及び教科等に係る普通免許状の取得状況並びに司書教諭の講習の受講状況についても考慮します。なお、平成十九年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。

(五) 採用候補者名簿に登載された者のうち平成十九年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。

(六) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(七) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十三 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格	小学校	中学校	高等学校	養護学校
小学校	博士の学位を有する者	二七二、六四四円	二七二、六四四円	二七二、六四四円	二九四、八四四円
中学校	修士の学位を有する者	二二七、四六八円	二二七、四六八円	二二七、四六八円	二四六、五二〇円
高等学校	学士の学位を有する者	二〇四、四二〇円	二〇四、四二〇円	二〇四、四二〇円	二二二、五六四円
養護学校	准学士の称号を有する者	一七六、二七二円	一七六、二七二円	一七六、二七二円	一九一、〇五八円

注 給料の月額は、平成十八年四月一日現在のものです。

十四 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせ
てください。

平成十八年五月十六日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）